

ごみ分別の再チェック！

捨てればごみ、
活かせば資源

家庭から出されるもやすごみの中に資源化可能な古紙の混入が多く見受けられるようになっていきます。
古紙は分別すれば資源となり、もやすごみの量も減らせることになります。

ごみの減量化・資源化を
促進しましょう。

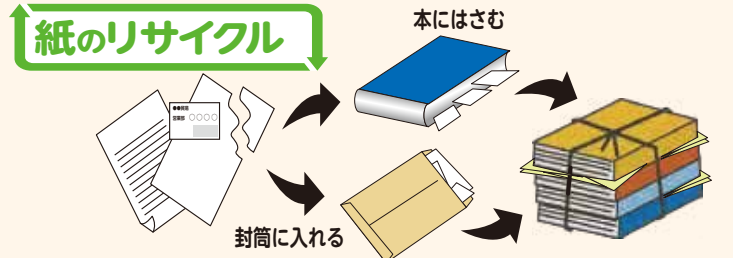
分別されていないごみは
収集できません。



「雑がみ」捨てて いませんか？「雑がみ」の例



ポイント
■分別ボックスなどをつくり、種類ごとに分別する
■メモ用紙やお菓子の箱などの小さな紙(雑がみ)は封筒に入れたり本の間に挟みヒモでしばる。
■紙パック(牛乳等)は「洗って、開いて、乾かして、重ねて、リサイクル」



**資源化できない紙類は
もやすごみへ**
●紙コップ等のワックス加工品
●防水加工紙 ●写真
●カーボン紙 ●感熱紙など

5R活動を実践し、環境型社会をめざそう！

リフューズ Refuse いらないものは断る	リデュース Reduce ごみを減らす	リユース Reuse 再利用する	リサイクル Recycle 再資源化する	リペア Repair 修理する
------------------------------	---------------------------	------------------------	----------------------------	-----------------------

循環型社会 …天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

生ごみ等の自己処理機器の補助金申請について

家庭から出る生ごみを自己処理するため「生ごみ処理機器」を購入する町民に対して、補助を行います。

生ごみ処理機	1世帯につき1台 購入額の5/10 (限度額 30,000円)
生ごみ処理容器 有用微生物(処理菌)	1世帯につき2基まで 1世帯につき2袋まで 購入額の8/10 (限度額 6,000円)

補助対象者
●町内に居住を有している者
●町内の事業所
●自世帯(事業所)の生ごみ等を処理するため、自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できる者

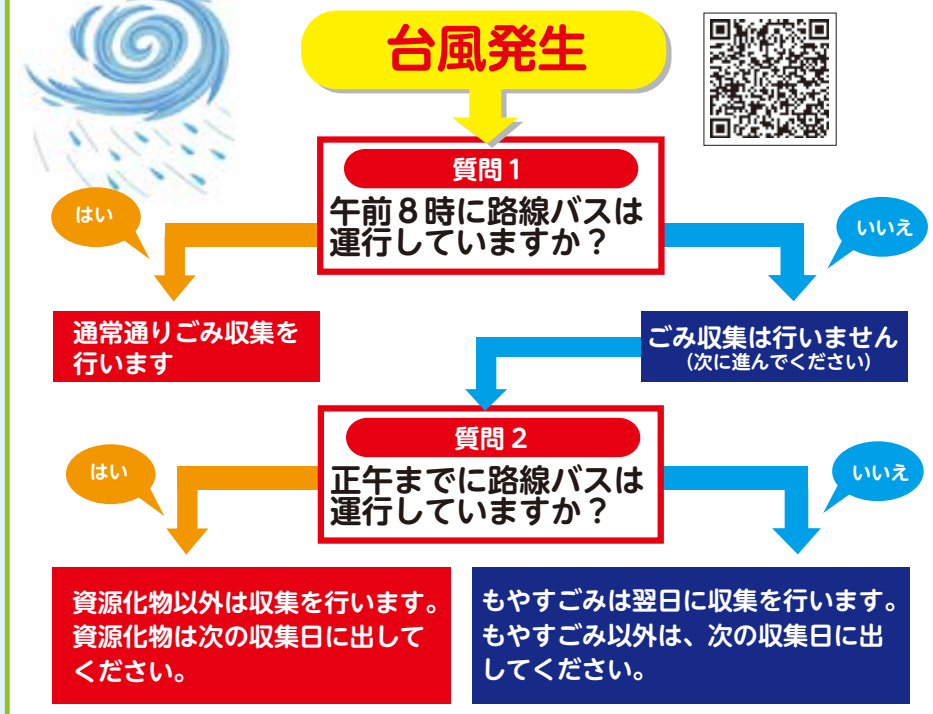


南風原町 住民環境課
生活環境班 TEL:889-1797

不法投棄、不法焼却は絶対ダメ！

不法投棄、不法焼却は法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科されます。不法投棄、不法焼却は絶対に行わないでください。

台風時のごみ収集について



【よくある質問】
Q. 午前8時に以降に路線バスが運休になった場合はそのまま収集を続けるのか？
A. 収集担当の身の安全を確保するため、運休案内が出た時点で収集を中止します。
＜台風発生時のお断り＞
○台風発生時は、防災無線放送や町ホームページで、台風時のごみ収集について事前に周知を行います。台風情報をこまめに確認してください。
○台風接近時にごみを出すのは大変危険です。次の日に出してください。
○台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがあります。ご理解、ご協力をお願いします。

電池の出し方まるわかりガイド

筒型乾電池 **出し方** 有害・危険ごみの日に出す

コイン電池 (形式:CR, BR) 有害・危険ごみの日に、透明または半透明の別袋に入れて出してください。

ボタン電池 (形式:SR, LR, PR) **出し方** ボタン電池回収協力店に出す。

ボタン電池回収協力店の回収箱に入れてください。
お近くの回収協力店は電池工業会ホームページ記載の一覧でご確認ください。

小型充電式電池 **出し方** JBRC 回収協力店に出す (もやさないごみの日に出せません)

●JBRC 回収協力店の回収ボックスに入れてください。
●お近くの回収協力店は JBRC ホームページ記載の一覧でご確認ください。

JBRC 協力店 検索

モバイルバッテリー

Ni-Cd Li-ion Ni-MH

小型家電製品を小型家電の無料回収や「もやさないごみ」などに出すときは、リサイクル工場や収集車両の火災防止のため、取り外しができる電池は必ず取り外してください。

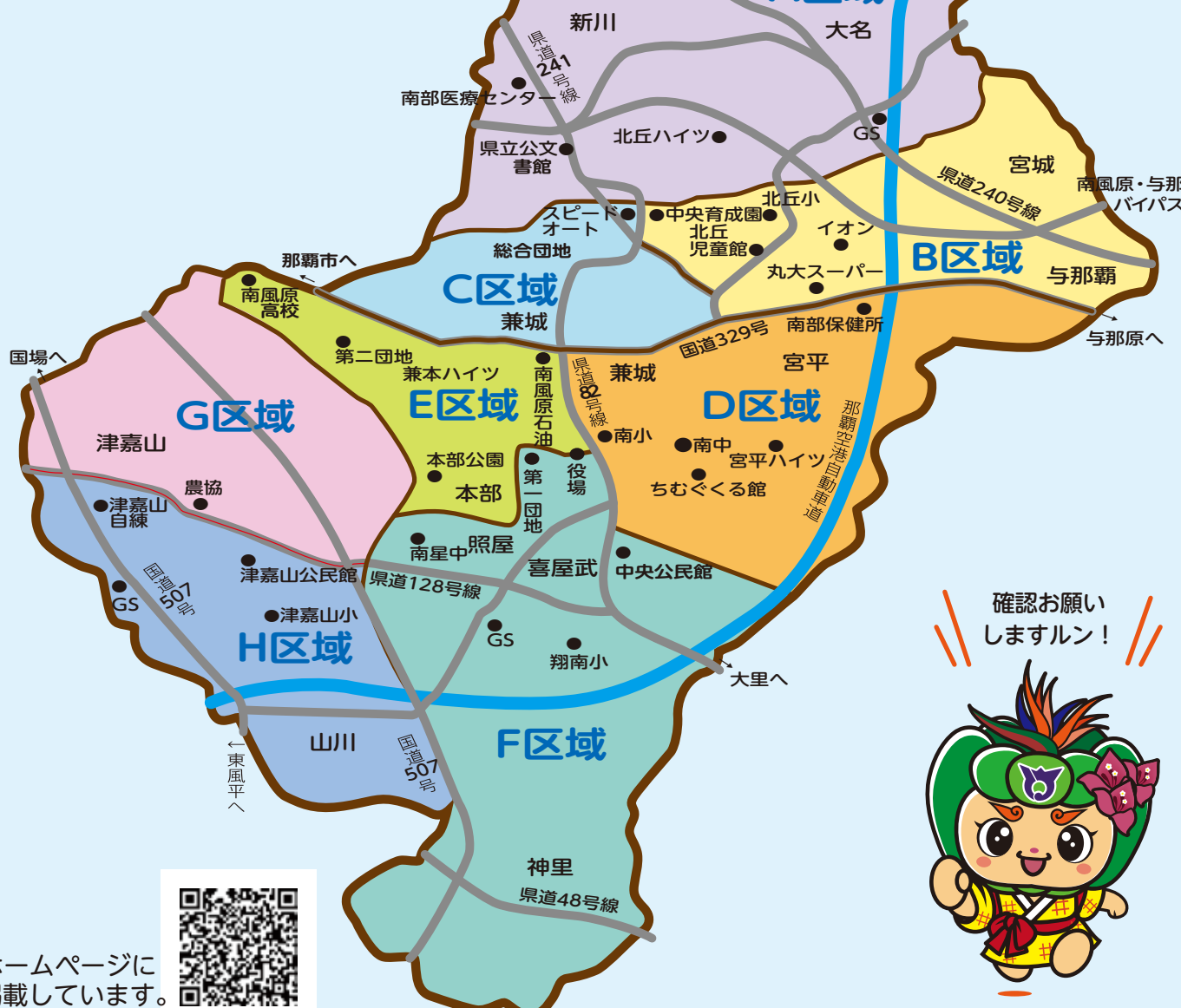
共通のポイント
電極(+)や接触部分をセロハンテープなどで絶縁して出してください

地域別ごみ収集曜日一覧

収集曜日 自分の地域を確認して決められた曜日に出してください。

収集区域	もやすごみ	もやさないごみ 有害・危険ごみ	資源化 物				粗大ごみ ※予約が必要
			草木	紙・布	かん・びん	ペットボトル	
A区域 大名・新川・北丘ハイツ・東新川	月・木	第2・第4水	第1・第3・第5水	月	水	木	水・金
B区域 与那覇・宮城・宮平の国道329号北側	火・金	第2・第4水	第1・第3・第5水	火	水	木	水・金
C区域 宮平の一部・兼城の国道329号北側	月・木	第2・第4水	第1・第3・第5水	月	水	木	水・金
D区域 与那覇・宮平・宮平ハイツ・兼城の一部国道329号南側	火・金	第2・第4水	第1・第3・第5水	火	水	木	水・金
E区域 兼城の一部・兼本ハイツ・本部・第二団地・津嘉山一部	火・金	第2・第4水	第1・第3・第5水	火	水	木	水・金
F区域 照屋・喜屋武・神里・第一団地	火・金	第2・第4水	第1・第3・第5水	火	水	木	水・金
G区域 津嘉山の県道128号線北側	月・木	第2・第4水	第1・第3・第5水	月	水	木	水・金
H区域 津嘉山の県道128号線南側・山川	月・木	第2・第4水	第1・第3・第5水	月	水	木	水・金

収集区域



※ホームページに掲載しています。

ごみの収集は、全世帯門口収集

- 一戸建て世帯は、各家庭の門前で収集します。
- 団地・アパートの世帯は、敷地内所定、または駐車スペースで収集します。
- 駐車スペースに出す際は車の前や見えやすい場所に出すようにしてください。

第1水曜日とは、その月で最初になる水曜日のことです。
第2水曜日とは、その月で2回目になる水曜日のことです。

- 第1水曜日 (その月の1回目)
- 第2水曜日 (その月の2回目)
- 第3水曜日 (その月の3回目)

カレンダーの見方
令和8年10月の例

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年10月の例では、7日が第1水曜日です。
14日が第2水曜日、21日が第3水曜日です。

